

香取市教育委員会会議録

令和3年7月定例会議

- 1 期 日 令和3年7月21日(水) 開会 午後 3時00分
閉会 午後 4時20分
- 2 場 所 香取市役所5階 504会議室
- 3 出席委員 教育長 金子 基一
教育委員 平塚 智子
教育委員 芦田 優子
教育委員 伊藤 博和
- 4 欠席委員 教育委員 熱田 昇
- 5 傍聴者 なし
- 6 出席職員 教育次長 松田 博明
教育総務課長 篠塚 和広
学校教育課長 岡野 健一郎
生涯学習課長 高岡 洋一
生涯学習課副参事 椎名 竜也
香取市学校給食センター所長 秋葉 伸明
教育総務班長 多賀谷 朱美
- 7 教育長 開会宣言
- 8 会議録署名人の指名 委員 伊藤 博和 委員 芦田 優子
- 9 前回会議録の承認 令和3年6月定例会議事録を承認

1 0 教育長報告

6月24日(木) 定例会後から7月21日(水) 本日までの主な行事について報告させていただきます。

6月24日(木) に千葉県都市教育長協議会全体会及び分科会が千葉市のホテルポートプラザちばで行われ、県や国への要望を取りまとめました。

26日(土) は小見川水上スキークラブの方々を中心となり、毎年恒例の黒部川おもてなしクリーン作戦が行われ、小見川スポーツ・コミュニティセンター前からゴミ拾いをやりました。今年は小見川高校生が多数、参加していただき対岸まで綺麗に拾っていただきました。

28日(月) は佐原駅周辺地区複合公共施設の起工式がございました。

30日(水) 午前中に第3回市内校長学校運営全体研修会が行われまして、参加いたしました。午後から学校給食センター運営委員会・アレルギー対策検討委員会に参加いたしました。本日、この件に関しまして後ほど説明がございました。

7月6日(火) は市内教頭会学校運営研修会が佐原中学校で行われ参加いたしました。その後、岐阜県郡上市教育長が来庁されました。9月20日に郡上東氏800年・古今伝授550年祭を開催するにあたり、関係する香取市、千葉市、東庄町を訪れ首長方の参加依頼をされました。翌日、森山城跡を視察してきました。

8日(木) は毎年行っている原水爆禁止国民平和大行進に参加しました。今年もコロナ禍のため行進はせず、市役所正面玄関でセレモニーのみ行いました。

9日(金) は千葉県市町村教育委員会連絡協議会第2回幹事会が市原市のサンプラザ市原で行われ、県や国への要望を取りまとめました。

12日(月) は第1回文化財保護審議会が行われました。

続いて17日(土) は伊能図完成200年記念シンポジウムが佐原文化会館で開催され、神戸市立博物館とインターネットで同時中継し研究発表、パネルディスカッションを行いました。また、香取会場は講演会も行い、100名弱の参加がありました。

本日はスロバキアカヌースプリントチームが12日と19日の2陣に分かれて来日し香取市で事前キャンプを行っておりますので、歓迎セレモニーに出席いたしました。選手スタッフ併せて14名でございます。

また、新型コロナウイルス対策本部会議を2日・9日・20日と3回、行いました。報告は以上となります。

1 1 議決事項

議案第1号

香取市青少年問題協議会委員の任命又は委嘱について

教育長

議案第1号「香取市青少年問題協議会委員の任命又は委嘱について」、事務局から提案理由説明をお願いします。

生涯学習課長

青少年問題協議会は、香取市青少年問題協議会設置条例に基づき、関係行政機関と青少年に関する施策の連絡調整を図り、その効果的な促進、青少年の健全な育成を図ることを目的とし設置されております。

その協議会委員の任期は3年で今月末までが任期となるため、別紙の18名を任命又は委嘱するものです。新任が3名、再任が15名です。任期は、令和3年8月1日から令和6年7月31日までとなります。説明は以上となります。

教育長

只今、提案理由の説明は終わりました。それでは、議案第1号について、質疑に入ります。質疑ございますか。

委員・質疑 ありません。

教育長 これより採決を行います。18名の任命又は委嘱ですが、一人一人ではなく、一括で採決させていただいてよろしいでしょうか。

委員・審議 異議なし

教育長 それでは、この原案のとおりで差し支えないという意見でよろしい方は、挙手を願います。

委員・審議 全員賛成

教育長 全員賛成と認め、議案第1号は原案のとおり可決しました。

議案第2号 令和4年度使用文部科学省著作教科書・学校教育法附則第9条の規定による一般図書及び令和4年度使用小学校用教科用図書・中学校用教科用図書の採択について

教育長 次に、本日の追加議案であります議案第2号についてですが、本件は令和4年度から使用する教科書採択にかかる案件でございます。教科書採択にかかる公正確保の観点から、秘密会にしたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員・審議 全員賛成

教育長 挙手全員ですので、議案第2号については、秘密会といたします。

 ～～～ 以降、秘密会とする。 ～～～

 (審 議)

 ～～～ 審議後、秘密会を解く。 ～～～

協議第1号 令和3年度香取市成人式について

教育長 協議第1号「令和3年度香取市成人式について」協議させていただきます。事務局から、説明をお願いします。

生涯学習課長

令和3年度の成人式につきましては、例年どおり令和4年1月9日（日）を開催期日としまして、7月号の広報等で期日の周知と実行委員の募集を行っております。本日は開催方法についてご協議いただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症の成人式開催期日付近の状況についてはワクチン接種が進み感染も収束していることが望まれますが、4回目の緊急事態宣言が発出されていること、また、変異株等の影響も危惧されており依然不透明な状況であります。

ワクチン接種がある程度完了したとしても、3密の回避やマスク着用、手指消毒等の基本的な感染防止対策が求められることも予想されます。そのようなことから令和3年度についても、人の密集を回避し基本的な感染防止対策が図れる2部制で開催したいと考えております。

2部制の区分といたしましては、前回同様、佐原地区と小見川・山田・栗原地区、私立中学校等に分けます。この区分ですと大体同じ位の人数になりまして、全体では中学校卒業生数で687名、前年より38名ほど多くなっております。また、来賓の縮小や保護者等の入場制限については、今後の国等のガイドラインに基づき、検討していきたいと考えております。

市民への周知スケジュールですが、新成人の準備等の関係で事前に開始時間等の周知が必要ですので、8月にはホームページやツイッター等で周知を開始いたします。9月号の広報に掲載したいと考えております。

式典の日程については、前回と同様に考えております。地区の順番については、1部の午前が佐原、2部の午後がその他の地区としたいと思っております。前回、2部制にすることや、午前午後の順番等に関する苦情は入っておりません。

その他といたしまして、令和3年度の成人式につきましては、PCR検査の実施はしないと考えております。教育委員の皆様には前回同様、それぞれの地区ごとに分かれて、ご出席いただければと考えております。説明は以上です。

教育長

只今の説明について、何かございませんか。

教育長

佐原地区の小学校出身で私立県立の学校へ進学された方は1部、2部のどちらになるのですか。

生涯学習課長

本人からの申出により、参加する部を変更することは可能です。案内状に明記するようにいたします。

委員・質疑

前はPCR検査を実施し、万全な感染予防対策のもと感染しませんでした。今回、世間の自粛疲れもある中で、状況を見ながら感染予防をアピールをした方が良くないのでしょうか。

生涯学習課長

ワクチンの接種状況や変異株の感染状況、自粛疲れ等を考慮し、状況に応じて感染防止対策を講じて実施していきたいと思っております。

委員・質疑

20歳の方がワクチン接種されるのはいつ頃の予定ですか。また、いつ頃ワクチン接種が終わる予定ですか。

教育長

年内の終了を予定しております。状況によってはPCR検査を実施する等万全の感染防止対策を講じるよう考えております。

教育長 これで、協議第1号「令和3年度香取市成人式について」の協議を終了します。

報告第1号 「令和3年度香取市の教育」の発行について

教育長 次に報告事項に入ります。
報告第1号「令和3年度香取市の教育」の発行について報告をお願いします。

教育総務課長 「令和3年度香取市の教育」の発行につきましては、毎年、発行しているもので、市の教育に関する情報を一元的に取りまとめたものでございます。市や教育委員会の概要、教育ビジョン、各学校の紹介、教育機関一覧を掲載したものでございます。
 こちらの内容を以って市のホームページにも掲載いたしまして、公表する予定でございます。

教育長 只今の報告につきまして、質問はございますか。

委員・質疑 「令和3年度香取市の教育」の発行先はどこですか。

教育総務課長 市内の各学校へ配付しております。

教育長 以上で報告第1号は終わります。

報告第2号 学校給食費債権に係る不納欠損の報告について

教育長 報告第2号「学校給食費債権に係る不納欠損の報告について」事務局から、説明をお願いいたします。

学校給食センター所長 学校給食費の滞納徴収につきましては、債権管理課との連携を強化して取り組んでいるところですが、滞納者の著しい生活困窮や時効期間の満了などにより、学校給食費債権の令和2年度不納欠損額は、滞納者5人、210ヶ月分の86万3,573円となりました。

 内訳としましては、香取市債権管理条例第7条第1項の規定による債権放棄が69万3,573円、民法の規定による時効の援用（意思表示・主張）があったものが17万円となります。

 債権放棄の事由の第1号は生活困窮で税も執行停止になっており、時効が満了しているもの、第4号は破産法の適用により債務が免責されたもの、第5号は生活保護法による生活保護費を受給している者となります。

 学校給食費債権は権利を放棄しない限り債権が残ることから、債権管理課とも調整した上で、債権放棄をするものです。

 この債権放棄につきましては、9月の市議会に報告することとなります。

 さらに、滞納者が時効完成の効果を生じさせた、消滅時効について時効の援用がなされたものとなります。

 いずれの債権につきましても、滞納者がさまざまな理由により生活困窮の状況となり徴収が非常に困難で、時効が経過したものです。

教育長 只今の報告について、質問等がありますか。

委員・質疑 学校給食費の時効は何年ですか。

学校給食センター所長 この案件につきましては、時効は2年です。改正民法が令和2年4月1日から施行されていますが、今回の債権報告の分につきましては、これには当たりません。新たな民法の適用を受けるのは、令和2年4月1日以降に入学した児童・生徒からで、殆どが時効2年となります。改正民法では時効が5年となります。

委員・質疑 5月定例会で報告された訴訟とは別の案件ですか。

学校給食センター所長 別の案件となります。前回、報告した訴訟案件は、債権管理課で債務者と連絡がとれ分納することを聞いております。

教育長 以上で報告第2号は終わります。

教育長 以上で本日の議事は終了いたしました。委員の皆さん方には、長時間に渡り慎重審議をいただき、ありがとうございました。

1.2 その他

教育長 その他、教育委員の皆様方から、何かございますか。

委員 第16回 佐原・町並み・竹灯りについて（後援：香取市教育委員会）

教育長 事務局から何かありますか。

学校教育課長 学校給食における食物アレルギー対応の取組状況と現状について

教育総務課長 次回8月定例会及び総合教育会議について

1.3 閉会 以上をもちまして、香取市教育委員会7月定例会を閉会いたします。